

皇居外苑地区の歴史（昭和 20 年～）

三期：昭和 20 年～昭和 27 年（メーデー事件まで）**○進駐軍パレードと政党・労働組合の集会利用活発化～国民公園として公開が始まる時期****昭和 21（1946）年 アメリカ第 1 騎兵師団第 7 騎兵連隊パレード**

- ・終戦後、戦勝国の存在誇示などのため進駐軍によるパレードが昭和 26 年まで数多く行われる。
- ・宮城前広場は終戦間際には塹壕が掘られ、支障となる樹木は伐られるなどして、終戦後も進駐軍による軍事的利用により荒れた状態となる。

昭和 21（1946）年 第 17 回メーデー開催

- ・GHQ は民主化の一環として労働政策を推進、昭和 20（1945）年の労働組合法制定を機に次々と労働組合が結成されていく。
- ・それまでの労働者や政治家による集会の多くは日比谷公園で行われていたが、メーデーには参加者総人数 30 万人が見込まれたため、会場が宮城前広場に変更され、GHQ もこれを容認。
- ・以後、昭和 25（1950）年 5 月の五・三〇人民決起大会まで、労働者関係の集会が数多く行われる（メーデーも同年まで皇居外苑で開催）。

昭和 22（1947）年 12 月 「旧皇室苑地の運営に関する件」閣議決定（参考資料 2 ①、②）

- ・昭和 21（1946）年公布の日本国憲法第 88 条によって宮城前広場も国に属することが規定され、国民福祉のために利用すべきとの要望から、文化政策の一環として旧皇室苑地を国直轄苑地として整備し、広く国民に開放する方針を立て、閣議決定に至る。
- ・併せて、厚生省（当時）において国立公園に準ずる取扱いをすることが閣議了解となる。

昭和 24（1949）年 4 月 「旧皇室苑地整備運営計画に関する報告」答申（参考資料 2 ④）

- ・「旧皇室苑地の運営に関する件」閣議決定に基づき設置された旧皇室苑地運営審議会（会長：吉田茂内閣総理大臣）の答申により、皇居外苑※を厚生省所管の国民公園として公開することが明記された。
※昭和 23（1948）年に宮城の名称が廃止されて、皇居と呼ばれるようになる
- ・厚生省では昭和 24（1949）年 4 月 1 日付けで皇居外苑に国立公園部分室を設置し、同年 5 月 31 日には国民公園管理規則が公布された。

昭和 26（1951）年 4 月 政府がメーデーでの皇居外苑の使用申請を不許可（参考資料 3 P 3）

- ・昭和 25（1950）年 5 月 30 日、皇居前広場において「米第八軍戦死者追悼式典」と「五・三〇人民決起大会」参加者が衝突、逮捕者が出る事件となる。
- ・同年 6 月に厚生省は、政治的又は宗教的目的を有すると認められる集会及び示威行進は許可しない方針を定め、また、同月に国民公園管理規則が改正され、国民公園において厚生大臣の許可を必要とする行為が「集会を催すこと」から「集会を催し、又は示威行進を行うこと」に改められた。
- ・昭和 26（1951）年 4 月には、メーデーのための使用申請に対し不許可処分とした。

昭和 27 (1952) 年 3 月 「皇居外苑の使用許可について」閣議了解 (参考資料 2 ⑩)

- ・皇居外苑の特別使用について以下に掲げるもの以外は原則として許可しないことが示され、メーデーのための使用申請に対し不許可処分とした。

二、皇居外苑の特別使用

右の趣旨から、国民公園管理規則第 2 条及び第 4 条の規定による皇居外苑の特別使用は、次に掲げるものにして皇居外苑を使用することが適当と認められるもの以外は原則として許可しない。

- 1 政治的又は宗教的目的を有せず且安寧秩序を乱すおそれがないと認められる集会、行進、その他の催物、行事にして、その使用が小区域且つ短時間に限るもの
- 2 国家的の性質をもつ集会、行進、その他の催物、行事 (閣議了解文書より抜粋)

昭和 27 (1952) 年 4 月 メーデーでの皇居外苑の使用不許可の取り消しを求める訴訟(参考資料 2 ⑫)

- ・メーデーを主催する日本労働組合総評議会(通称:総評)が不許可処分取り消しの行政訴訟を起こす。
- ・東京地裁は皇居外苑使用不許可処分取り消しの判決。政府は控訴。
- ・5月1日、メーデー事件。神宮外苑で行われていたメーデー参加者の一部が皇居前広場に集結、警官隊と衝突し、死者2名、負傷者2千名以上を出す騒乱事件となる。
- ・同年11月、東京高裁は総評の提訴に関して、5月1日を経過し実効性なしとし、原判決取り消しの判決とする(昭和28(1953)年12月に最高裁は総評の上告を棄却)。
- ・以来、昭和34(1959)年頃までほぼ毎年、総評はメーデーのための皇居外苑の使用許可申請をするが、厚生大臣はいずれも不許可処分とする。

昭和 27 (1952) 年 12 月 「東京消防庁出初式の皇居外苑使用について」閣議了解 (参考資料 2 ⑬)

- ・東京消防庁から翌年1月の出初式のための皇居外苑の使用許可申請がなされ、これについては「皇居外苑を使用する慣例があつて社会通念上その使用を当然と認められるという特殊事情がある」として使用を許可することとされたが、皇居外苑の特別使用について以下の方針が示される。

なお、皇居外苑の特別使用許可については、昭和27年3月11日閣議了解「皇居外苑の使用許可について」によるも、当分の間原則として国家的行事に限り許可する方針を維持することと致したい。(閣議了解文書より抜粋)

- ・東京消防庁の出初式は、昭和31(1956)年まで皇居外苑で行われる。

四期：昭和 27 年～昭和 61 年（天皇在位 60 年奉祝パレード以前）**○一般の利用は進む一方で、特別使用はほとんど行われていない時期**

昭和 34（1959）年 明仁皇太子（現上皇陛下）結婚式

- ・二重橋から皇居前広場を通り東宮仮御所へと馬車列のパレードが進む。約 11 万人が皇居前広場に集まる。

昭和 37（1962）年 芝生地を一部開放

- ・立入禁止とされていた芝生地のうち、楠公エリア及び馬場先エリアについて、1 か月交替で半分ずつ開放。

昭和 38（1963）年 芝生地を立入禁止

- ・芝やマツの保護及び犯罪防止のため、芝生地を 6 月から夜間立入禁止、10 月からは全面立入禁止に。

昭和 39（1964）年 オリンピック東京大会聖火歓迎式典開催

- ・皇居前広場に仮設の聖火台を設置。

昭和 46（1971）年 環境庁発足

- ・皇居外苑の所管が厚生省から環境庁に移る。

昭和 47 年（1972）年 馬場先エリアの一方通行路の車両通行禁止

- ・内堀通りから馬場先通りへのカギ型の一方通行路（元々は園路だったが、東京オリンピックの際に混雑緩和のため車両通行可に）について、車両の通行を禁止。

昭和 50 年（1975）年 パレスサイクリング開始

- ・毎週日曜日に、祝田橋から平川門までの内堀通りを通行止めにして、自転車専用道路として利用する「パレスサイクリング」が始まる。

五期：昭和 61 年～現在

○皇室関連儀礼が再び行われるようになる

昭和 61（1986）年 天皇陛下御在位六十年奉祝パレード及び提灯行列

- ・皇居前広場に約 2 万 5 千人が集まる。

平成 2（1990）年 天皇陛下御即位祝賀式

- ・皇居前広場に約 5 万 5 千人が集まる。「国家的行事」にあたるものとして環境庁から許可される。

平成 7（1995）年 和田倉噴水公園完成記念式典

- ・平成 6 年に和田倉大噴水の全面改修に着手。落水施設、流水施設を新設。休憩所を建替え。



和田倉噴水公園

出典：環境省 皇居外苑ホームページ

平成 11（1999）年 天皇陛下御即位十年をお祝いする国民祭典

- ・皇居前広場に約 2 万 5 千人が集まる。内堀通りでの祝賀パレード及び皇居前広場での祝賀式典。

平成 21（2009）年 天皇陛下御即位二十年をお祝いする国民祭典

- ・平成 11 年の「天皇陛下御即位十年をお祝いする国民祭典」を忠実に踏まえた内容で開催。

令和元（2019）年 天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典

- ・「天皇陛下御即位十年をお祝いする国民祭典」及び「天皇陛下御即位二十年をお祝いする国民祭典」と同様の内容で開催。